

# 八幡浜市低入札価格審査会設置要綱

〔平成17年3月28日〕  
要綱第55号

改正 平成21年10月22日要綱第26号 平成23年3月31日要綱第11号

## （設置）

第1条 市が発注する建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事並びにこの工事に関する調査、測量及び設計業務（以下「市工事」という。）の競争入札における低価格による入札に関し、当該入札価格による契約の締結の適否について審査を行うため、低入札価格審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

## （組織等）

第2条 審査会は、委員長及び委員5人以内で組織する。

2 委員長は、副市長をもって充て、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、委員長があらかじめ指定した委員がその職務を代行する。

3 委員は、産業建設部長、下水道課長、水産港湾課長、建設課長、その他必要により委員長が指名する課等の長とする。

## （会議）

第3条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員長が必要と認めるときは、会議を開催しないで議事を決定することができる。

3 委員長は、必要に応じて会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

## （秘密の保持）

第4条 委員長及び委員は、会議の内容を他に漏らしてはならない。

## （庶務）

第5条 審査会の庶務は、契約担当課において処理する。

## （その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成17年3月28日から施行する。

附 則（平成21年10月22日要綱第26号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年3月31日要綱第11号）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。